

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 子どものための教育・保育給付</p> <p>第一節 支給認定等（第一条―第十六条）</p> <p>第二節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第十七条―第二十八条）</p> <p>第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者</p> <p>第一節 特定教育・保育施設（第二十九条―第三十八条）</p> <p>第二節 特定地域型保育事業者（第三十九条―第四十四条）</p> <p>第三節 業務管理体制の整備等（第四十五条―第四十八条）</p> <p>第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十九条―第五十三条）</p> <p>第三章 地域子ども・子育て支援事業（第五十四条）</p> <p>第四章 子ども・子育て支援事業計画（第五十五条）</p> <p>第五章 費用等（第五十六条―第五十九条）</p> <p>第六章 雑則（第六十条）</p> <p>附則</p> <p>第一条～第十九条（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 子どものための教育・保育給付</p> <p>第一節 支給認定等（第一条―第十六条）</p> <p>第二節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第十七条―第二十五条）</p> <p>第二章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者</p> <p>第一節 特定教育・保育施設（第二十六条―第三十五条）</p> <p>第二節 特定地域型保育事業者（第三十六条―第四十一条）</p> <p>第三節 業務管理体制の整備等（第四十二条―第四十五条）</p> <p>第四節 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第四十六条―第五十条）</p> <p>第三章 地域子ども・子育て支援事業（第五十一条）</p> <p>第四章 子ども・子育て支援事業計画（第五十二条）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 雑則（第五十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一条～第十九条（略）</p>

(令第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定)

第二十条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。)第四条第一項第二号の内閣府令で定める規定は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百十四条の七、第三百十四条の八及び第三百十四条の九並びに附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第六項、附則第五条の五第二項及び附則第四十五条とする。

(令第四条第二項第一号の内閣府令で定める支給認定保護者)

第二十一条 令第四条第二項第一号の内閣府令で定める支給認定保護者は、第四条の保育必要量の認定において、保育の利用について、一月当たり平均二百時間まで(一日当たり八時間までに限る。)の区分と認定された支給認定子どもに係る支給認定保護者とする。

(令第四条第四項の内閣府令で定めるもの)

第二十二条 令第四条第四項の内閣府令で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

- 一 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(令第四条第四項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)

- 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第

(新設)

(新設)

(新設)

四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第十九条第三項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）

三 療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第五百十六号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）

五 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）

六 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）

七 その他市町村の長が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めらるる者

第二十三条・第二十四条（略）

第二十条・第二十一条（略）

第二十五条 (略)

第二十六条 (略)

第二十七条 (略)

第二十八条 第十七条の規定は法第三十条第一項第二号及び第四号の内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間について、第二十六条の規定は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項第一号に係るものを除く。）の支給について、準用する。この場合において、第十七条の規定中「特定教育・保育施設（認定こども園に限る。）」とあるのは「特定地域型保育事業者又は特例保育を行う事業者」と読み替えるものとする。

第二十九条 (略)

一〇十四 (略)

十五 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十三条第二項において「誓約書」という。）

十六・十七 (略)

第三十条 (略)

第二十二條 (略)

第二十三條 (略)

第二十四條 (略)

第二十五条 第十七条の規定は法第三十条第一項第二号及び第四号の内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間について、第二十三条の規定は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項第一号に係るものを除く。）の支給について、準用する。この場合において、第十七条の規定中「特定教育・保育施設（認定こども園に限る。）」とあるのは「特定地域型保育事業者又は特例保育を行う事業者」と読み替えるものとする。

第二十六條 (略)

一〇十四 (略)

十五 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十条第二項において「誓約書」という。）

十六・十七 (略)

第二十七條 (略)

第三十一条 (略)

第三十二条 第三十条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があつた場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への協議について準用する。

第三十三条 特定教育・保育施設の設置者は、第二十九条第一号(教育・保育施設の種類を除く。)、第二号、第四号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第八号、第九号、第十四号及び第十六号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならぬ。ただし、同条第四号に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 (略)

第三十四条 (略)

(令第十八条第一項の内閣府令で定める者)

第三十五条 令第十八条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長、内閣総理大臣又は都道府県知事(第四十二条及び第四十六条において「市町村長等」という。)が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分の理由となつた事実及び

第二十八条 (略)

第二十九条 第二十七条の規定は、法第三十二条第一項の規定により法第二十七条第一項の確認の変更の申請があつた場合及び法第三十二条第三項の規定により利用定員を変更しようとする場合における都道府県知事への協議について準用する。

第三十条 特定教育・保育施設の設置者は、第二十六条第一号(教育・保育施設の種類を除く。)、第二号、第四号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第六号、第八号、第九号、第十四号及び第十六号に掲げる事項に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならぬ。ただし、同条第四号に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 (略)

第三十一条 (略)

(令第八条第一項の内閣府令で定める者)

第三十二条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。)第八条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長、内閣総理大臣又は都道府県知事(第三十九条及び第四十三条において「市町村長等」という。)が法第五十六条第一項その他の規定によ

当該事実の発生を防止するための当該特定教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

(令第十八条第二項第一号の内閣府令で定める密接な関係等)

第三十六条 令第十八条第二項第一号の内閣府令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一 一・二 (略)

2 令第十八条第二項第一号イの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 一・四 (略)

3 令第十八条第二項第一号ロの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 一・四 (略)

4 令第十八条第二項第一号ハの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 一・四 (略)

第三十七条 令第十八条第二項第三号の規定による通知をするときは、法

第三十八条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において

る報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定教育・保育施設の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定教育・保育施設の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

(令第八条第二項第一号の内閣府令で定める密接な関係等)

第三十三条 令第八条第二項第一号の内閣府令で定める密接な関係を有する法人は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

一 一・二 (略)

2 令第八条第二項第一号イの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 一・四 (略)

3 令第八条第二項第一号ロの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 一・四 (略)

4 令第八条第二項第一号ハの内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 一・四 (略)

第三十四条 令第八条第二項第三号の規定による通知をするときは、法

第三十八条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「

「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十八条 (略)

第三十九条 (略)

一〇十四 (略)

十五 法第五十二条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第四十一条第二項において「誓約書」という。）

十六・十七 (略)

第四十条 (略)

第四十一条 特定地域型保育事業者は、第三十九条第一号、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定地域型保育事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 (略)

検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

第三十五条 (略)

第三十六条 (略)

一〇十四 (略)

十五 法第五十二条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（第三十八条第二項において「誓約書」という。）

十六・十七 (略)

第三十七条 (略)

第三十八条 特定地域型保育事業者は、第三十六条第一号、第二号、第四号（当該確認に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定地域型保育事業者の事業所の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 第三十四条の規定は、法第四十七条第二項の規定により特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときについて準用する。この場合において、第三十四条第四号中「法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども」の区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども）とあるのは、「満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども」の区分と読み替えるものとする。

（令第二十一条第一項の内閣府令で定める者）

第四十二条 令第二十一条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長等が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定地域型保育事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定地域型保育事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

第四十三条 令第二十一条第二項第四号の規定による通知をするときは、法第五十条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

3 第三十一条の規定は、法第四十七条第二項の規定により特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときについて準用する。この場合において、第三十一条第四号中「法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども」の区分（同項第三号に掲げる小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども）とあるのは、「満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子ども」の区分と読み替えるものとする。

（令第十一条第一項の内閣府令で定める者）

第三十九条 令第十一条第一項の内閣府令で定める者は、市町村長等が法第五十六条第一項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該確認の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該特定地域型保育事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該特定地域型保育事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該確認の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない者とする。

第四十条 令第十一条第二項第四号の規定による通知をするときは、法第五十条第一項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。



第四十四条 (略)

第四十五条 (略)

第四十六条 (略)

第四十七条 (略)

第四十八条 (略)

第四十九条 (略)

第五十条 (略)

第五十一条 (略)

第五十二条 (略)

第五十三条 (略)

第五十四条 (略)

第五十五条 (略)

第五章 費用等

(令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由)

第五十六条 令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由

は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 支給認定保護者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が  
、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財  
又はその財産について著しい損害を受けたこと。

- 二 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が  
、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類

第四十一条 (略)

第四十二条 (略)

第四十三条 (略)

第四十四条 (略)

第四十五条 (略)

第四十六条 (略)

第四十七条 (略)

第四十八条 (略)

第四十九条 (略)

第五十条 (略)

第五十一条 (略)

第五十二条 (略)

(新設)

(新設)

する理由により著しく減少したこと。

三 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

四 支給認定保護者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額)

第五十七条 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第一号又は第二号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して適当と認める額を定めるものとする(ただし、利用者負担額以上の額に限る。)

2 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認めた場合は、令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額として、次の各号に掲げる支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額のいずれかを選択するものとする(ただし、利用者負担額以上の額に限る。)

一 教育認定子ども(令第四条第一項に規定する教育認定子どもをいう

(新設)

。以下同じ。）又は満三歳以上保育認定子ども（令第四条第二項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）（法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育を受けたものに限る。） 二万五百円、一万六千五百円、一万五千五百円、三千円、零

二 満三歳以上保育認定子ども（前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。） 七万七千円、五万八千円、四万五千五百円、二万七千円、一万六千五百円、一万五千五百円、六千円、零

三 満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者（令第四条第二項第一号に規定する短時間認定保護者をいう。以下同じ。）に係るものに限る、第一号及び第五号に掲げるものを除く。）であるもの 七万五千八百円、五万七千五百円、四万九百円、二万六千六百円、一万六千三百円、一万五千三百円、六千円、零

四 満三歳未満保育認定子ども（法第二十九条第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）及び特定満三歳以上保育認定子ども（令第四条第三項に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）（次号に掲げるものを除く。） 八万円、六万千円、四万四千五百円、三万円、一万九千五百円、一万八千五百円、九千円、零

五 満三歳未満保育認定子ども及び特定満三歳以上保育認定子ども（短時間認定保護者に係るものに限る。） 七万八千八百円、六万百円、四万三千九百円、二万九千六百円、一万九千三百円、一万八千三百円、九千円、零

3 市町村は、令第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める特別の事

由のうち、前条第三号又は第四号の事由があると認められた場合であつて、負担額算定基準子ども（令第十四条の負担額算定基準子どもをいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する令第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する令第二十三条第三項各号の内閣府令で定めるところにより市町村が定める額については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに關して前項第一号から第五号までの規定により選択される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 令第十四条第一号イに掲げる支給認定子ども

ロ 令第十四条第一号ロに掲げる支給認定子ども

ハ 令第十四条第一号ハに掲げる支給認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 零

イ 令第十四条第二号イに掲げる支給認定子ども

ロ 令第十四条第二号ロに掲げる支給認定子ども

ハ 令第十四条第二号ハに掲げる支給認定子ども

（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）

第五十八条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 月の途中において特定教育・保育等（法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。）を受けることをやめること

（新設）

二月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うこと

(令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数)

第五十九条 令第二十四条第二項の内閣府令で定める日数は、次の各号に掲げる支給認定保護者に係る支給認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- 一 教育認定子ども又は特別利用教育を受けた満三歳以上保育認定子ども 二十日
- 二 満三歳以上保育認定子ども（前号に掲げるものを除く。）又は満三歳未満保育認定子ども 二十五日

第六章 雑則

第六十条 (略)

附則

第一条・第二条 (略)

第三条 (略)

(略)

(略)

(略)

(新設)

第五章 雑則

第五十三条 (略)

附則

第一条・第二条 (略)

第三条 (略)

(略)

(略)

(略)

第三十三条第一項	<p>第二十九条第十三号から第十七号まで</p> <p>十三・十四 (略)</p> <p>十五 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面 (第三十三条第二項において「誓約書」という。)</p>	(略)	<p>十三 (略)</p> <p>十四 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面 (第三十三条第二項において「誓約書」という。)</p> <p>十五・十六 (略)</p>
<p>第四条 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による協議は、第三十条各号(第三号を除く。)に掲げる事項及び過去三年間におけるみなし認定子ども園等の利用人数を当該市</p>			

第三十条第一項	<p>第二十六条第十三号から第十七号まで</p> <p>十三・十四 (略)</p> <p>十五 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面 (第三十条第二項において「誓約書」という。)</p>	(略)	<p>十三 (略)</p> <p>十四 法第四十条第二項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面 (第三十条第二項において「誓約書」という。)</p> <p>十五・十六 (略)</p>
<p>第四条 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による協議は、第二十七条各号(第三号を除く。)に掲げる事項及び過去三年間におけるみなし認定子ども園等の利用人数を当該</p>			

町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

第六条 みなし認定こども園等は、施行日までの間に、第二十九条各号（第三号及び第七号を除く。）に掲げる事項及び過去三年間におけるみなし認定こども園等の利用人数を記載した書類を、当該みなし認定こども園等の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項を記載した書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

#### 第七条（略）

第八条 令附則第十一条第一項第一号に掲げる幼稚園又は保育所は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 令附則第十一条第一項第一号の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項の認定を辞退した認定こども園の所在する区域と同一の区域内にあること。

#### 二（略）

第九条 当分の間、法第二十七条第一項の確認があつた教育・保育施設の設置者（法人以外の者に限る。）に対する第三十三条第二項の規定の適用については、同項中「設置者の役員又は」とあるのは、「管理者の変更

市町村の属する都道府県知事に提出してするものとする。

第六条 みなし認定こども園等は、施行日までの間に、第二十六条各号（第三号及び第七号を除く。）に掲げる事項及び過去三年間におけるみなし認定こども園等の利用人数を記載した書類を、当該みなし認定こども園等の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項を記載した書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

#### 第七条（略）

第八条 令附則第七条第一項第一号に掲げる幼稚園又は保育所は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 令附則第七条第一項第一号の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項の認定を辞退した認定こども園の所在する区域と同一の区域内にあること。

#### 二（略）

第九条 当分の間、法第二十七条第一項の確認があつた教育・保育施設の設置者（法人以外の者に限る。）に対する第三十条第二項の規定の適用については、同項中「設置者の役員又は」とあるのは、「管理者の変更

更又は当該特定教育・保育施設の設置者の役員若しくは」とする。

別表第一(第五十条、第五十二条関係)

(略)

別表第二(第五十条、第五十二条関係)

(略)

又は当該特定教育・保育施設の設置者の役員若しくは」とする。

別表第一(第四十七条、第四十九条関係)

(略)

別表第二(第四十七条、第四十九条関係)

(略)